



## 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化のお願い

本病発生防止のため、農家の皆様には継続して衛生対策を実施して頂いているところですが、日本国内及び近隣諸国において本病の発生やウイルスの確認がなされています。今一度、対策内容を確認し、衛生対策の徹底をお願いします

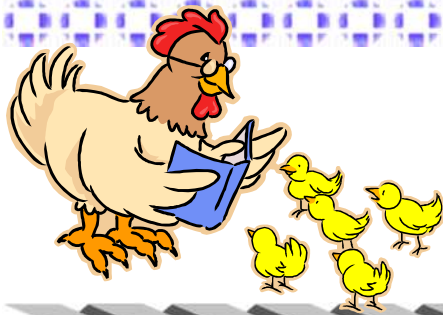
### 特に確認をお願いするポイント

- 1．農場敷地や鶏舎に出入りする人・車両等の洗浄・消毒を徹底すること
- 2．農場立入者（特に畜産関係者）への消毒及び来訪記録を確実に行うこと
- 3．野鳥・ネズミ等の野生動物を鶏舎・飼料庫・堆肥舎等に侵入させないこと

（防鳥ネットの確認や、屋根や壁の隙間など小型動物が通れそうな隙間を塞いだり、忌避剤等を用いて侵入を防ぐ対策を行ってください）



家きんの死亡率の増加など、異状がみられる場合はすぐに家畜保健衛生所までご連絡下さい



家畜の病気に関するお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで  
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728  
夜間の連絡は・・・090-5564-1018  
土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817